

者によっても課題とされているが、占領戦後期を対象としたかかる法史研究が、現行実定法学の各分野に対する「戦後法学」の新たな歴史像の提示となるべく、著者には更なる研鑽を望みたい。

以上のとおり、今後の出口君の研究に対するいくつかの希望を述べたが、それは同君に対する我々審査員一同の期待の深さを示すものであり、本論文の学術的評価をいささかも損なうものではない。本論文が日本における法制史研究の新たな標準を示し、学界に優れた貢献を果たしたことは明白であり、その意義は誠に大きいといえる。よって、審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇一九（令和元）年九月一三日

主査	慶應義塾大学法学部教授	岩谷 十郎
副査	慶應義塾大学法学部教授	大屋 雄裕
副査	慶應義塾大学名誉教授	森 征一

## 宗岡宏之君学位請求論文審査報告

### 一 論文の構成

宗岡宏之君より提出された学位請求論文「正戦論の起源——世界政治における強さと優しさ——」の構成は以下の通りである。

第一章 正戦論とは何であったのか

第一節 正史

第二節 道徳哲学

第三節 リアリズム

第四節 国際社会

第五節 文明

第二章 道徳

第一節 イデオロギー

第二節 認識論

第三節 実践知

第三章 近代国家

第一節 リヴァイアサン

第二節 主 権

第三節 哲学者対弁論家

第四節 懐疑主義

第五節 妥協性

## 第四章 帝国

第一節 新世界

第二節 普遍主義

第三節 多元主義

第四節 文 明

第五節 トラストイシツプ

## 第五章 正戦論の近代的起源

第一節 文明ノ神聖ナル使命

第二節 勢力均衡

第三節 反革命

第四節 強さと優しさ

## 二 内容の紹介

第一章で叙述されているのは正戦論の歴史の概略とその問題性についてである。ローマにおけるキリスト教の国教化という宗教的背景を前提に構築されてきたのが正戦論で

あり、それは中世になるとカトリック的教義の一環をなすまでになった。しかし宗教改革を経て近代国家が建設される時期になると正戦論が衰退し、国家理性論に道を譲ることになる。それとともに戦争における正・不正を判定する有資格者は神学者や教会法学者から政治家へと移り変わり、無差別戦争観の成立によって正戦論は一時、衰退することになる。その後、第二次大戦後の国際連合の成立とともに、国連憲章に則った合法戦争が正戦とされることになり、正戦論は合法戦争論という形で復活を遂げるのだが、これは本来、宗教道徳から発生したが故に道徳が法に先行するという正戦論の論理関係を逆転させるものであった。このような状況に対し、現代的正戦論の代表的論客、マイケル・ウォルツァーが登場する。彼は正戦論を再び道徳論に引き戻し、なおかつ正戦論を宗教倫理から解放し世俗化させることになるのであるが、こうしたウォルツァーに対する批判も多い。曰く、神の戒律を人間理性性によって歪曲するものである、道徳の名の下に道徳を停止させる試みである（いわゆる「最高度緊急事態」論批判）、道徳による権力抑制のイデオロギーである、などの批判がそれである。これに対して宗岡君は道徳の抑制というリアリズムの契機も同様に重要であることを指摘しつつ、正戦論とは本来、中世

以来の秩序構想を継承するものであり、中世に可能であった刑罰戦争が不可能となって以降、その役割は「国際社会」という構想に受け継がれ、それが今日の国際政治における「英国学派」につながっていくという、その過程を叙述している。そのように理解された正戦論はリアリズムとアイディアリズムの中間に位置する中庸の道徳論なのであり、それは擬似制裁的な流儀による「国際社会」の社会性を汚穢から浄化するために戦争を用いようとする思想なのであると宗岡君は指摘する。宗岡君はその試みを「文明」というキーワードで捉えようとするが、その際、西洋文明のみを「文明」とみなすようなユーロセントリズムに対する警戒も怠っていない。

第二章では道徳の問題が論じられている。本章で試みられているのは政治研究の方法論的考察でもある。もともと哲学の観点からではなく政治の観点から道徳を探索するということはイデオロギーに帰着するだけではないのかとの疑念が生じよう。それに対し、宗岡君は哲学、道徳、政治の区分は論理上の区分というより信仰上のものであり、道徳を語るということ自体が「意味の政治」への参画に他ならないとしている。イデオロギーを扱う節ではマルクスとウェーバーの社会科学方法論的關係から議論が進められ、

その後グラムシの議論が概観される。これらに対抗する形で二〇世紀に登場してきた論理実証主義によるイデオロギーの終焉論が考察されたのち、ジョン・ロールズによるメタ倫理学の克服と伝統的道徳哲学の架橋が登場するというのが本節のストーリーラインである。続く認識論を扱う節ではデカルトからロックやヴィーコ、ハイデガーやフッサールを経てポパーにまでいたる、哲学を認識論として根拠づけようとする近代知の推移が、あるいはそれに対するアドルノやハーバーマスらフランクフルト学派の批判が素描されるが、宗岡君は「究極的には、政治における道徳とは実践の絶えざる演技によってその有効性を証明し続ける必要(六〇頁)」があるとして、次節での実践知の検討へ移る。実践知を扱う第三節では、道徳的なものは記述の対象ではなく、驚きの対象であり、道徳とは言語の限界を突き破ろうとする衝動のような何かであるとするウイトゲンシュタインの哲学が論究されている。彼にとつて道徳とは一つの言語ゲームであり、一つの生活様式、別言すれば「作法」であり「身体技法」なのである。前節でも検討されたように近代の哲学においては認識論が優位を占め、knowing that が knowing how の上位に位置づけられているが、プラトンやオークショットの所説との比較の上で、宗

岡君は「政治とは人間が何らかの具体的な目標を実現しようとする活動ではなく、複数の人間を結合させる規則を先決する活動である（六七頁）」とのオークショットの見解をひきつつ、そのために必要な知を「善き生を生きるために必要となる様々な技法が身に付きやすくなる性格を涵養するための教養（六九頁）」であるとす。この章の末尾で宗岡君はニーチェを引きつつ、所詮は道徳など、徹頭徹尾イデオロギーであるとみなしたうえで、そうした道徳と積極的に戦う政治の意義を強調することで本章を閉じている。

第三章で検討されているのはホッブズの政治理論をどう評価するかという問題である。そこで宗岡君が試みているのは、ホッブズ自身の思想と、様々に読解されてきた「ホッブズ主義」とを区別し、両者の視点を往還させながら、しばしば「無道徳の思想家」とみなされてきたホッブズの政治論に潜む独特な道徳の存在を明らかにすることである。しばしば科学的政治学の始祖とみなされてきたホッブズであるが、宗岡君はホッブズのなかに真理の探究を行う「哲学者」ではなく、「真実であるように見えるものを戦略的に操作することで真実を作り上げようとする」「弁論家」を見出す（八七頁）。弁論家として初めから結論を決めていたホッブズにとって非科学的な政治的関心の指導

のもとに詐術的巧妙さで科学が利用されていただけなのである。また宗岡君によるとホッブズはビュロン流の懷疑主義の影響を受け、宗教戦争という混乱をもたらした硬直した道徳性の衝突に対して、それを中和させる新たな道徳の構築を行った理論家でもある。それは人間の内面の善を否定し、外面の善、つまり政治学の善を肯定するものである。外交や国際法はホッブズの発明品ではないが、ホッブズの政治理論がこれら国際社会の道徳性に寄与した貢献は大きい。その意味でホッブズは無道徳性の理論家ではなく共存権の理論家であり、リアリズムの理論家ではなく国際社会の理論家なのである（一〇二頁）。

第四章で分析されているのはホッブズのものとは異なるもう一つの国際社会の枠組みである帝国の理念、すなわち西洋による非西洋支配の正当化イデオロギーである。本章は今日のグローバル正義論のイデオロギーの起源を探求する試みであると位置付けられよう。スペインとポルトガルにとって、新世界とはカトリシズムによって発見されるべく神から秘匿されていた世界であった。ラスカサスによって告発された「インディアス問題」は、アリストテレス『政治学』の自然奴隷論を引き合いに出しつつ、西洋人が振りかざす自己正義に猛省を促すものであった。先の章で

分析されていたホップズの政治理論も、ジョン・ロックの政治理論も、ある意味で新世界を「自然状態」に模して否定するものであり、自然状態からの離脱は文明人による非文明人の収奪、世界帝国を正当化することにつながる暴力性を秘めた歴史哲学を根底に有していた。新世界にやってきた西洋人たちは原住民が先占していた土地を強引に「無主地」とみなし、ホップズの国際社会のイメージに加えてもう一つのイメージ、すなわち西洋が世界を席卷し、複数の民族を単一的な支配系統の中に組み込んでいくところの、複数の帝国が並存するというイメージを作り出したのであった。もちろん、普遍主義を標榜する帝国が複数存在するなど形容矛盾も甚だしいのであるのだが。そこでは「文明」と「野蛮」という非対称的な関係が成立し、その中でもっとも理想的な、しかしその実は歪んでもいる道徳はパターナリズム——キプリングのいう「白人の責務」である。スペインに代わって「帝国」の継承者となったイギリスは、しかしながら文明の中に潜む野蛮を見抜いていた。エドモンド・バークによって古典的な形で定式化されたトラスティイシップとは「文明の文明によって文明の野蛮を矯正するという統治の構想(二三二頁)」であった。J・S・ミルも同じく、徹底的に現地人の側に立つ。かくして

「文明は野蛮と戦い続け、文明の野蛮とも戦い続ける(一四二頁)」。これはもちろんパターナリズムである。しかしそのパターナリズムとは、反パターナリズムを円滑に実現させるための過渡的な処置である。ここに帝国の道徳が成立する。

最終章である第五章で叙述されているのは宗岡君が「近代的正戦論」と呼ぶ、従来の正戦論とはまったく異なるところの力による文明的道徳秩序の回復構想である。宗岡君によると、国際関係において力の平等を想定する議論は空論であるばかりか危険ですらある。むしろ少数の大国に国際秩序を管理する特権を付与することで戦争を抑制することの方にこそ見込みがある。振りかざされた絶対的正義は戦争を抑制などしないからである。新しい正戦論は正義の暴走を抑制しようとする相対的で中庸の道徳であり、それが発揮される場が外交なのである。一般的に植民地主義の遺産とみなされがちな国際連盟規約第二十二条の規定——「文明の神聖ナル使命」——にあるトラスティイシップ、すなわち信託統治は宗岡君に言わせれば強者が弱者を守るということを表現したイギリス帝国の道徳を継承するものであった。これはもちろん独特な道徳である。マキアヴェッリの権謀術数ですら、不道徳の勧めではなく、道徳

への間接的奉仕と見るべきで、そこに示される国家理性の政治は実践知の政治なのであり、ウエストフアリア条約、ユトレヒト条約以来、各国がお互いの主権を相互承認することで勢力均衡が維持され、ヨーロッパの多様性と一体性が守られてきた。それを危機に陥れたのがフランス革命である。したがって、それに対する反革命にこそ、正戦論の近代的起源を読み取るべきであると宗岡君は主張する。革命がもたらした混乱は「世界に脅威を与えた最も大きな危険（一七一頁）」であった。宗岡君が主張する近代的正戦論とは「国際社会の枠組みを前提とする国家理性の範囲内で正義を追求する理論」なのであり、それはウォルツァーのそのように「正義と必要性との区別を持たない（一二二頁）」のである。その意味で、今日忘れ去られたかに思われる近代的正戦論の起源としてエドモンド・バークが宗岡君によって高く評価される。バークにとつてフランス革命は「第一原理に基づく道徳を振り回しながら無秩序を生み出し続ける野蛮人」たちの所業であり、ヨーロッパの勢力均衡のみならずヨーロッパ精神に対する挑戦でもあった。宗岡君は勢力均衡という発想と立憲主義的な権力抑制構想の類似点を示唆しつつ正戦とは正義の侵害に対する正義の対抗であるとし、それが守ろうとしたのは文明世界に他な

らないとして、外交という文明的作法の意義を確認する。そして最後に言及されているのが「人道的干渉」である。それは法的には国際法のユス・コーゲンスである内政干渉原則にも、武力不行使原則にも抵触するが humanity への呼びかけであり、その意味で不法行為であるが道徳的には称賛に値するものでありうる。文明の名において野蛮を打倒するための戦争に与しつつ、宗岡君は次の言葉で論文を締めくくっている。「道徳に關していえば、文明の理念とは功利性の原理や定言命法の手前の入口である。それは人間のみが潜ることを許される入口である。そこを潜ることができる人間は少なくとも優しい。ただ、それだけではない。野蛮人と戦うためには強くなければならぬ（一九三頁）」。

### 三 評価

宗岡君から提出された今回の博士論文の最大のオリジナリティは逆説的だがオリジナリティがないこと、いや一切のオリジナリティを徹底的に拒絶することにある。本論文は非常に広範な読書量に裏付けられたコンセンサス、常識＝共通感覚の形成という古典的教養主義を身を以て実践するものであり、「日の下に新しきものなし」（旧約聖書 伝

道の書一―九」という警句を、様々な思想家や研究者の所説を引用することだけで立論が可能であることを証明してみせるものに他ならないからである。換言するならば人文学的な「教養」がそもそもどうあるべきなのか、それをエッセイという形で例示して見せたのが本論文であり、自らのオリジナリティを封印して、歴史に名を残す偉大な学者をしてすべてを語らしめるというスタイルがそこでは採られているのである（宗岡君自身、自らのアプローチをスコラ学的・哲学者的なものではなく、人文主義的・歴史家的なものであると吐露している（一四八頁））。議論を構成する一つ一つの部品にオリジナリティはない。一三〇〇箇所にも及ぶ、山の様につけられた註の組み合わせの妙が唯一のオリジナリティである。もつともそのほとんどの註では文献が単に列挙されているだけで、それに対する説明も分析も批判も記されていない。それゆえ先行研究の意義や問題も、宗岡君自身の立ち位置も見えてはこない。これは今日の意味での学術論文としての形式を備えているであろうか。審査者一同は、その問いに対してやや否定的である。しかしそれではこの論文が博士論文に値しないかと問われれば、このような業績も高い学識に裏付けされた高度な内容に鑑みて博士論文として受理するに値するというの

が、審査者一同が最終的にたどりついた結論でもある。

さらに、本論文からは宗岡君の溢れ出る正義へのパトスが感じられる。その手法が学問的と評価できるかは別として、正義と正戦、人道的干渉の問題に真剣に取り組む宗岡君自身の、しばしば「野蛮人」として虐げられてきた弱者に向けられた「優しさ」が論文の基調をなしている。過去と現在の人類的境遇の悲惨さを直視しながら、「過度な悲観主義」によって諦めるのでも「過度な楽観主義」によって極端な理想へと飛躍するのでもなく、またリアリズムとアイディアリズムとを二律背反的に捉えるのでもなく、政治における「優しさ」を維持することの重要性を唱え——これを宗岡君は「文明」という両義的な言葉で表現しているのだろう——そのための「強さ」を求め、それを可能ならしめる知的伝統を明らかにしようとしている。またそうした文脈のなかでホップズ、ロツク、パーク、J・S・ミル、英国学派らが、その問題や両義性を認めつつも肯定的に評価されることになる。こうした宗岡君の試みは頗る野心的である。そして、彼はジョン・タンに依拠しながら（しかもある意味ではタンより希望に満ちた論調で）、問題の所在を次のように明確化している。「その指導的な関心とは戦争の正義を判定する神の声を人間が聴き取る能力を

備えているか否かという関心ではなく、神の声が持つ権威の代替物を作ろうとする人間の努力は果たして成功し得るのか否かという関心である（三〇—三二頁）。

とはいえ、本論文が学位論文として、少なくとも形式的に持つ問題点が多い。なかでも先にも述べたように、先行研究との関連性がほとんど示されていない点は学術論文として大いに問題である。例えば、ロックやミルについて論じる際、近年隆盛を極めているポストコロニアリズムの解を批判的に吟味することによって、宗岡君の主張を際立たせることも十分可能だったはずである。周知のとおり、帝国主義批判・植民地主義批判という視座からロックやミルの思想を批判する研究は近年、山積されており、宗岡君は、一方でそうした批判の妥当性がある程度認めつつも、しかしオール・オア・ナッシング的に捉えてはならないとの立場から、それらの思想に内在する肯定的側面を救い出そうとする——これが彼の文明論評価につながる。しかし文明は両義的であり、野蛮と共犯関係を結ぶこともある。だがそうなる必然性はないと宗岡君は訴える。「文明の文明によって文明の野蛮を矯正するという統治の構想が存在した」からである。また、こう主張することによって、ポ

ストコロニアリズムの論客たちが一様に忌避するトラスティシップに対しても宗岡君は一定の肯定的評価を与えることになる。このようにオール・オア・ナッシングの評価を避け、思想や制度の両義性を意識しつつ、その肯定的側面を救い出そうとする宗岡君のアプローチを、ポストコロニアリストの多くは受け入れないであろうが、同君の主張するリアリズムの道德の主張として傾聴に値すると評価できるかもしれない。

また終章で展開されている近代的正戦論が果たして「正戦論」という名に値するものであるのかも疑問である。第一章で「正史」として展開されている本来の正戦論、あるいは現代世界で正戦論のルネサンスをもたらしたとされるウォルツァーの正戦論と宗岡君の議論の関係があまり明確とは言えず、それが現代世界のなかでどういう可能性を有し、どういう限界に直面しているのか、そうした問題に関してもより丁寧に記述して欲しかった。最後に扱われている人道的干渉の問題も、伝統的な正戦論の方は修復的司法の考え方を取り入れ、*ius post bellum* という新しい「正戦論」のジャンルを取り入れつつかなりの量の先行研究を蓄積している現状と照らし合わせれば、それをほぼ無視して「勢力均衡論」を近代的正戦論として位置付けようとする

る宗岡君に独特の視点には幾許かのアナクロニズムを感じざるをえない。

以上のように学術論文としての問題点を多く指摘することができると本論文であるが、それでも、それらの問題点は因果関係の証明に終始するいわゆる「科学的」政治研究に對抗して、意図的・挑戦的に伝統的な人文科学的政治研究の本来の姿を再生させようという高い志のもとになされていると評価することもできるといふまさにその一点にこそ本論文の最大の独創性があるのかもしれない。

したがって、審査員一同は、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに値するものと判断し、その旨をここに報告する次第である。

令和元年九月一三日

主査	慶應義塾大学法学部教授	萩原	能久
法学 研究 科 委員			
副査	慶應義塾大学法学部教授	堤林	劍
法学 研究 科 委員 P.h.D.			
副査	慶應義塾大学法学部教授	田上	雅徳
法学 研究 科 委員			